平成２５年（フ）第１２２９号
横浜市港北区新羽町633番地１　メゾンベルファーレ703
破産者　尾崎　信夫
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０号
神奈川県厚木市戸室３丁目13番29号　グリーンヒルＴＯＭＵＲＯ　Ｂ―102、前住所神奈川県厚木市栄町１丁目５番５―504号
破産者　小黒　尚幸
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２５５号
神奈川県秦野市東田原673番地の６
破産者　松田　良文
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３９号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢７棟306号
破産者　岩田　秋男
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３号
静岡県三島市富田町２番32号
破産者　勝呂　順一
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
静岡県浜松市南区瓜内町103番地の26　サンシティＡ202、破産開始決定時の住所静岡県浜松市南区三島町730番地
破産者　吉岡　繁明
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６９６号
京都市北区小山上初音町40番地５　シェモア北山405
破産者　細見　　潔
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１４号
京都市西京区桂芝ノ下町15番地１　スペイシャス桂107号
破産者　早　　民
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
奈良市学園大和町１丁目1367番地の４
破産者　月村　勝宏
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６１５号
広島市東区牛田新町３丁目４番16―104号
破産者　平元江美子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
徳島県徳島市川内町米津62番地の18、旧住所徳島県徳島市下助任町２丁目１番地の３
破産者　片岡　健二
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
徳島県徳島市川内町米津62番地の18、旧住所徳島県徳島市下助任町２丁目１番地の３
破産者　片岡　洋子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０２号
熊本市東区月出８丁目３番７号、前住所熊本県八代市松江町157番地
破産者　秋野　　實
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５２号
熊本県合志市須屋319番地29
破産者　吉川　里美（旧姓富田）
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県出水市住吉町３番３号、前住所熊本県水俣市白浜町９番９号
破産者　山川　紀男
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第８３号
熊本県八代市鏡町貝洲815番地
破産者　中田　雄次
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第４０号
熊本県水俣市大迫173番地27栄住宅アパートＢ号棟、住民票上の住所熊本県葦北郡津奈木町大字福浜2346番地４
破産者　津々木健一
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７号
宮崎県都城市上長飯町60号１番地Ａ
破産者　相馬　節男
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５１号
宮崎県都城市上川東４丁目６号１番地３
破産者　大山　恵子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部